

学際融合グローバル研究者育成東北イニシアティブ「TI-FRIS フェロー」の設備等利用
に関する申合せ

令和4年3月16日
研究推進機構長裁定

（趣旨）

第1条 この申合せは、科学技術人材育成費補助事業「世界で活躍できる研究者戦略育成事業」に採択された、学際融合グローバル研究者育成東北イニシアティブ（以下「TI-FRIS」という。）の育成対象者（以下「TI-FRIS フェロー」という。）の設備等の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象設備等）

第2条 国立大学法人福島大学物品一時使用内規（以下「内規」という。）別表第3のとおりとする。

（利用料）

第3条 TI-FRIS フェローの研究活動を促進するため、TI-FRIS フェローが第2条に規定する設備等を利用する場合は、その所属にかかわらず、学内利用料金を適用するもの（別表第3のとおり）とする。

（利用申請）

第4条 本学以外のTI-FRIS フェローは、内規別紙様式2により、研究推進機構長を本学の紹介者として利用申請を行うこととする。なお、設備等の利用にあたっては、内規を遵守することとする。

附 則

この申合せは、令和4年4月1日から施行する。